

## 奈良県きらぼし建設企業応援制度ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良県きらぼし建設企業応援制度要綱（以下「制度要綱」という。）第6条に基づき知事が「奈良県きらぼし建設企業」として認定した企業（以下「認定企業」という。）であることを表示するためのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用用途)

第2条 認定企業におけるロゴマークの使用については、制度要綱第11条第2項各号に掲げるものへの表示で、かつ、第3条第2項による使用の承認の際に建設産業課長（以下「課長」という。）が認めた用途に限るものとする。

(ロゴマークの使用申請等)

第3条 認定企業は、ロゴマークの使用を希望するときは、奈良県きらぼし建設企業認定申請の際に課長に申請しなければならない。

- 2 課長は、前項の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、用途を定めた上で使用を承認し、様式第1号により通知するものとする。
- 3 課長は、前項の承認にあたり、必要と認めるときは、使用にあたっての条件を付することができる。
- 4 第2項の規定による承認を受けた認定企業（以下「承認企業」という。）へのロゴマークの提供については、課長が適当と認める方法により行うものとする。
- 5 承認企業は、ロゴマークを無償で使用することができる。
- 6 承認企業は、ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(ロゴマークの使用方法等)

第4条 承認企業がロゴマークを使用するにあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークに使用する色は別図に定めるとおりとし、印刷物の仕様等によりそれにより難しい場合は、あらかじめ課長に協議しなければならない。
- (2) ロゴマークの図形について、以下のことを行ってはならない。
  - ① 変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）させること。
  - ② 他の図形に重ねること。
  - ③ 別図に定める文字以外の文字をロゴマーク内に挿入すること。
  - ④ 別図に定めるロゴマーク内の文字の一部又は全部を削除すること。
- 2 承認企業は、第3条第2項による承認の際に指定された用途以外の用途でロゴマークを使用しようとするときは、あらかじめ様式第2号により課長に申請しなければならない。
- 3 課長は、承認企業におけるロゴマークの使用状況が以下の事項に該当し、承認企業がロゴマークの使用を継続することが不相当であると認めるときは、第3条第2項による

承認を取り消し、様式第3号により通知するものとする。

- (1) 奈良県さらぼし建設企業応援制度の趣旨に反する使用
- (2) 第3条第2項による承認の際に定められた用途又は条件に反する使用
- (3) 前2項の規定に反するロゴマークの使用
- (4) 特定の政治、思想、宗教等のための活動や不当な利益を得るための活動での使用
- (5) 法令又は公序良俗に反する使用

- 4 承認企業は、前項の規定によりロゴマーク使用の承認を取り消されたとき、制度要綱第9条に基づき奈良県さらぼし建設企業の認定の辞退の届出を行ったとき又は制度要綱第10条の規定により奈良県さらぼし建設企業の認定を取り消されたときは、速やかにロゴマークの使用を中止しなければならない。なお、使用の中止に伴い生じた損害等について、県は一切の責任を負わない。

(報告等)

第5条 課長は、承認企業に対し、必要と認めるときは、ロゴマークの使用状況等について報告を求めることができる。

- 2 承認企業は、ロゴマークの使用による事故等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、課長に報告しなければならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用等に関し必要な事項は、課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月16日から施行する。


附 則


この要領は、令和6年4月1日から施行する。


(別図)




【カラー】

 : RGB (88. 29. 40)

 : RGB (255. 192. 0)


 : RGB (39. 119. 39)

 : RGB (162. 88. 0)



【白黒】

 : RGB (0. 0. 0)

 : RGB (217. 217. 217)